

実験試験局等に係る事前相談の対応について（概要）

（令和3年7月1日 総務省通達 総基電第118号）

規制改革の内容

措置

- 国家戦略特別区域に係る特定実験試験局制度の全国展開として、一般の免許申請制度等に係る事前調整を円滑かつ迅速に進めるための総合的な事前相談窓口を各総合通信局及び沖縄総合通信事務所に設置。
- 事前相談の対応業務として、
 - ① 実験試験局の開設に係る各種免許申請手続きの制度説明
 - ② 他の無線局の使用状況の情報提供
 - ③ 特定実験試験局の要望の受付及び調整等を行い、円滑かつ迅速な実験試験局の開設に向けて総合調整やフォローアップ等の必要な支援を実施。

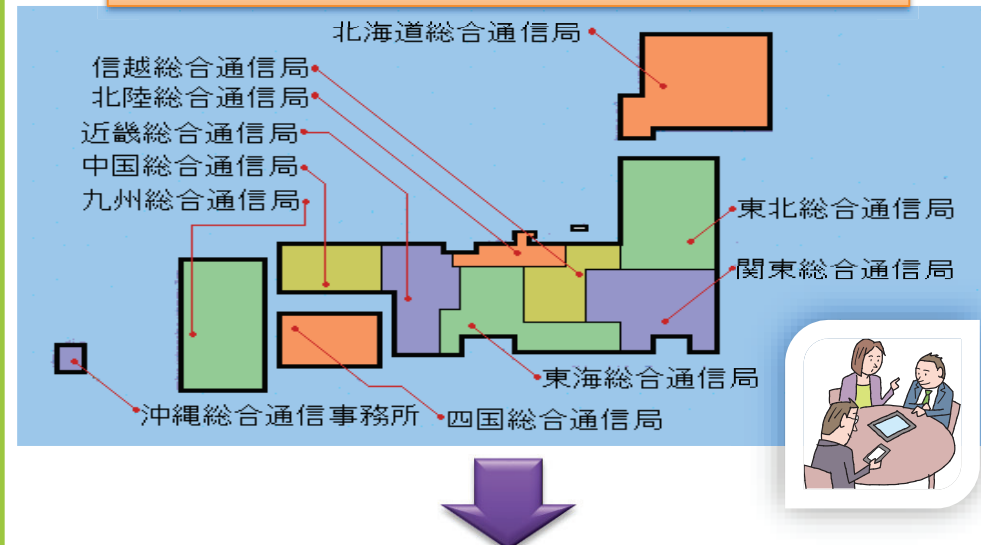
効果

- 実験試験局等の開設に係る免許申請から無線局の開設（免許）までの期間の短縮が可能。
- 円滑かつ迅速な実験試験局等の開設に向けた支援を受けられる。

規制改革の概要



実験試験局等に係る総合的な事前相談窓口を設置



総合的な事前相談窓口の設置により実験試験局等の開設に向けたきめ細やかな支援・フォローアップが可能に！